

個人住民税の特別徴収 Q & A

Q 1 転職しましたが、これまで特別徴収されていた個人住民税を自分で納めに行かなければならなくなり、大変です。

A 1 現在特別徴収をされていない従業員の方は、特別徴収への切替が必要です。勤務先の事業所、またはお住まいの市町村の住民税担当課にご確認ください。
原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）には、従業員の個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。

Q 2 特別徴収に切り替える場合、事業所や市町村に手続きは必要ですか？

A 2 従業員の方は、手続きの必要はありません。
特別徴収への切替手続きは、事業主が市町村に行います。

Q 3 同じ事業所に勤務していても、特別徴収されている人と、されていない人がいるのですが、普通徴収にしてもらうことはできますか？

A 3 従業員の希望により普通徴収を選択することはできません。
所得税の源泉徴収義務のある事業主は、特別徴収をしなければなりません。
なお、前年中に給与の支払を受けていない方や、前年中に給与支払を受けていても、4月1日現在で給与の支払を受けていない方は、特別徴収されません。

Q 4 特別徴収をするメリットはありますか？

A 4 金融機関に出向いて納税する手間が省け、納め忘れる心配がありません。
また、特別徴収は納期が年12回なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくて済みます。

〈例：年間税額が24万円の場合〉

年4回の納付書で納めると	……	1回あたりの納税額	6万円
毎月の給与引き去りだと	……	1回あたりの納税額	2万円